

公 開 情 報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 会員名簿
- ・ 令和 6 年度事業報告
- ・ 令和 6 年度決算書
- ・ 令和 7 年度事業計画
- ・ 令和 7 年度予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

定款

公益社団法人日本茶業中央会
東京都港区東新橋2-8-5
電話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
令和 3 年 3 月 12 日改 正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する

団体であつて理事会の承認を受けたものとする。

- (2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であつて理事会の承認を受けたものとする。

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(加 入)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面

- (2) その他この法人が必要と認めた書類

(任意脱退)

第 8 条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

(除 名)

第 9 条 この法人は、会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の 7 日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。

- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 11 条の納入義務を 2 年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(会 費)

第 11 条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(届 出)

第 12 条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったと

きは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

- 2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第3章 総 会

(開 催)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

(総会の決議方法等)

第16条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 正会員は、総会において、正会員1名につき1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、第18条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第17条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(6) 規約の制定又は改廃

(特別決議)

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議 事 録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

第 4 章 役 員 等

(役員の定数及び選任)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 22 人以上 26 人以内
- (2) 監 事 3 人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはな

らない。

- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であつてはならない。
- 7 理事のうちから会長 1 人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の職務)

第 22 条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(辞任又は任期満了の場合)

第 24 条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数がその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

(報 酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章 理 事 会

(理 事 会)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事務局及び職員)

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本茶業中央会 役員名簿

令和7年6月末現在

氏 名	所 属 等
上川 陽子	(公社) 静岡県茶業会議所会頭
吉田 利一	全国茶生産団体連合会会長
佐々木余志彦	全国茶商工業協同組合連合会理事長
鈴木 貞美	公益社団法人日本茶業中央会専務理事
桐明 和久	福岡県茶生産組合連合会副会長
長峰 宏芳	(一社) 埼玉県茶業協会会長
河原崎 友二	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会委員長
大瀬 憲一	三重県茶業会議所副会頭
坂元 修一郎	(一社) 鹿児島県茶生産協会会長
馬場 章夫	東京都茶協同組合理事長
安田 伸	三重県茶商工業協同組合理事長
森下 康弘	京都府茶協同組合理事長
篠矢 裕己	大阪府茶業協同組合理事長
岡村 謙	鹿児島県茶商業協同組合理事長
桐島 俊昭	日本茶輸出組合理事長
長瀬 隆	(公社) 静岡県茶業会議所副会頭
堀井 長太郎	(公社) 京都府茶業会議所会頭
柚木 弘文	(公社) 鹿児島県茶業会議所会頭
光村 徹	(公社) 鹿児島県茶業会議所専務理事
鎌田 隆郎	三重県茶業会議所会頭
中野 悦久	株式会社伊藤園専務執行役員
竹本 晋	サントリー食品インターナショナル(株) 常務執行役員
藤井 洋	三井農林株式会社代表取締役社長
櫻井 幸子	公益財団法人国際茶道文化協会評議員
阿部 啓子	東京大学大学名誉教授
中嶋 康博	女子栄養大学栄養学部教授
山下 昌徳	静岡県経済農業協同組合連合会常務理事
富田 清治	愛知県茶商工業協同組合理事長
伊藤 智尚	(公社) 静岡県茶業会議所専務理事

会員名簿

団 体 等 名	郵便番号	住 所
全国茶生産団体連合会	101-0047	東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル9F
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館
日本茶輸出組合	420-0011	静岡市葵区北番町17 (有)へりや商会内
公益社団法人静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館
公益社団法人京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居25-2 宇治茶会館内
公益社団法人鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄3-12
三重県茶業会議所	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館内
株式会社伊藤園	151-8550	東京都渋谷区本町3-47-10
サントリー食品インターナショナル(株)	104-0031	東京都港区芝浦3-1-1
三井農林(株)	105-8427	東京都港区西新橋1-2-9

令和6年度事業報告

本会が令和6年度に行った一般事業の主なものは次のとおりである。

〔1〕 諸会議の開催

1 理事会

（1）第1回理事会

理事会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

① 開催日 令和6年6月3日(月)、Web 会議

② 提案事項及び承認

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

（2）第2回理事会

① 開催日 令和7年3月17日(月)、Web 会議

② 提案事項及び承認

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件

第2号議案 令和7年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第3号議案 令和7年度役員報酬決定承認に関する件

2 総会

（1）第1回通常総会

① 開催日 令和6年6月24日、Web 会議

② 提出議案及び決議事項

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

第2号議案 役員の改選に関する件

（2）第2回総会の開催について

① 開催日 令和7年3月17日

② 提案事項及び承認

第1号議案 令和7年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第2号議案 令和7年度役員報酬決定承認に関する件

3 令和6年度茶業功績者表彰委員会

① 開催日 令和6年9月24日(月)

開催日程の調整の状況を踏まえて、Web 会議で実施した。

② 協議事項及び決定

令和6年度茶業功績者(日本茶 Next Generation 大賞部門を含む)の選考について
第78回全国お茶まつり静岡大会における宣言(案)について

4 日本茶輸出委員会

(1) 第1回

① 開催日 令和6年8月5日(月)、Web 会議

② 協議事項

日本茶の差別化に関する検討

品目団体輸出力強化緊急支援事業(令和5年度補正)における取組について
情報提供(農林水産省)

(2) 第2回

① 開催日 令和6年12月16日(月)、Web 会議

② 協議事項

日本茶の差別化に関する検討

その他(情報提供)

5 大阪・関西万博日本茶出展準備委員会

(1) 第1回

① 開催日 令和6年11月12日(火)、東京茶業会館6階会議室 zoom 併用

② 協議事項

出展の企画について

出展の具体的なイベント内容について

(2) 第2回

① 開催日 令和7年1月31日(金)、Web 会議

② 協議事項

2025年国際博覧会政府出展委託事業(茶関係展示)の告示及び規格競争応募要領に
ついて

2025年国際博覧会政府出展委託事業(茶関係展示)の企画書について

[2] 補助事業実施への参画

1 令和6年度品目団体輸出力強化緊急支援事業

事業実施主体:公益法人日本茶業中央会

日本茶業中央会は、令和5年3月輸出促進法に基づいて認定品目団体に認定され、令和6年度は、引き続き関係事業を実施した(別紙1)。

2 令和6年度日本茶業体制強化推進事業

事業実施主体：日本茶体制強化推進協議会

(1) 総会

① 開催日 令和6年5月28日（火）、Web会議

② 議案

令和5年度事業報告及び収支決算報告について

令和6年度事業計画及び収支予算について

令和6年度会費賦課徴収方法決定承認について

役員の一部変更に関する件

(2) 第1回検討会

① 開催日 令和6年5月28日（火）、Web会議

② 議案

令和5年度事業報告について

令和6年度事業計画について

(3) 第2回検討会

① 開催日 令和7年3月3日（月）、Web会議

② 議案

令和6年度事業報告について

令和7年度事業計画について

3 令和6年度日本茶輸出促進事業

事業実施主体：日本茶輸出促進協議会

(1) 総会

① 開催日 令和6年5月31日（金）

② 開催場所 書面決議

③ 協議事項

令和5年度事業報告及び決算報告について

令和6年度会費について

令和6年度事業計画・収支計画について

旅費規程等の一部変更について

役員改選について

(2) 運営委員会・検討委員会

- ① 開催日 令和7年3月14日（金）
- ② 開催場所 東京茶業会館 6階会議室（Web 会議）
- ③ 協議事項

ア 令和6年度事業実施経過報告

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

インポートトレランス申請支援事業

イ 令和7年度事業計画（案）

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

インポートトレランス申請支援事業

（3）茶のインポートトレランス申請コンソーシアム検討会

- ① 開催日 令和6年6月12日（水）
- ② 開催場所 （書面決議）
- ③ 会員状況 4団体（日本茶輸出促進協議会、BASF ジャパン(株)、OAT アグリオ、日本曹達(株)）
- ④ 協議事項
 - 令和5年度事業実施報告及び決算報告
 - 令和6年度会費について
 - 令和6年度事業実施計画及び予算計画（案）について

〔3〕関係機関・関係団体との連携

1 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針有識者検討会（第1回）の開催について（農林水産省主催）

（1）第1回

- ① 開催日 令和6年11月29日（金）、農林水産省農産局第1会議室
- ② 協議事項
 - 茶業に関する現状と課題について
 - その他

（2）第2回

- ① 開催日 令和7年2月10日（月）、農林水産省農産局第1会議室
- ② 協議事項
 - 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（骨子案）について
 - その他

（3）第3回

① 開催日 令和7年3月7日(金)、農林水産省農産局第1会議室

② 協議事項

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針(骨子案)について
その他

2 杉山彦三郎翁顕彰会役員会(Web参加)

(1) 役員会

① 開催日 令和6年5月13日(水)

② 議案

令和5年度事業報告・決算について

令和6年度事業計画・予算について

令和6年度杉山彦三郎賞表彰者の選考について

令和6年度慰霊式の実施方法について 他

3 日本茶業学会

(1) 通常総会

① 開催日 令和6年11月20日(火)

② 議案

報第1号 2023年度庶務に関する事項

報第2号 2023年度事業に関する事項

議第1号 2023年度経費収入支出決算の承認を求める件

議第2号 2023年度事業計画の決議を求める件

議第3号 2023年度経費収入支出予算の決議を求める件

議第4号 役員等の選任に関する件

(2) 第1回理事会

① 開催日 令和6年11月20日(水)

② 討議事項

総会資料について

2025研究発表会開催について

2026研究発表会開催について

(3) 表彰委員会

① 開催日 令和6年7月23日(火)

② 開催場所 農研機構金谷研究拠点

4 茶生産県会議（農林水産省主催）

（１）第１回

① 開催日 令和６年９月１０日（火）、Web 開催

② 議事

ア 茶関係予算について

イ 最近の動向について

茶セーフティネット構築事業の発動状況

輸出に係る取組について

日本茶の消費拡大に向けた取組について

お茶の価格について

ウ 茶業関係団体等からの情報提供

第 78 回全国お茶まつり静岡大会について

日本茶 AWARD について

輸出関係の品目団体事業について

茶に関する農研機構の取組について

エ 意見交換（②対手・労働力対策、低コスト化・省エネ化等、スマート農業技術の普及等）

（２）第２回（Web 開催）

① 開催日 令和７年１月３０日（木）

② 議事

ア 茶関係予算について

令和年度当初概算要求について

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業について

産地生産基盤パワーアップ事業のについて

施設園芸等燃料価格高騰対策事業について

新基本実装・農業構造転換支援事業について

有機農業の推進

国内肥料資源利用拡大対策

イ 茶の基本方針の検討状況について

ウ 茶業関係団体等からの情報提供

令和６年度産荒茶生産量について

茶の輸出に係る取組について

農研機構の取組について

5 果樹茶業試験研究推進会議

農水省行政部局と農研機構、茶関係団体との茶に関する情報交換会として、茶に関する研究課題と行政ニーズ・業界ニーズについて意見交換し、相互認識の深化による研究の展開を図った。

- ① 開催日 令和6年12月2日（月）
- ② 開催場所 農水省会議室、Web のハイブリット開催

6 自民党茶業議員連盟

（1）第1回

- ① 開催日 令和6年6月20日（木）
- ② 開催場所 自民党本部8階リバティ2.3
- ③ 概要

農林水産省から各産地の系統販売による令和6年産一番茶の価格と取引数量、茶をめぐる情勢等について説明があり、茶業各団体からは、現場の情勢を踏まえて情勢報告を行った。

（2）第2回

- ① 開催日 令和7年2月12日（水）
- ② 開催場所 自民党本部リバティ4号室
- ③ 概要

役員人事について、茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針について（農林水産省）説明があり、茶業各団体からの茶業全般について現場の抱える課題等を発言した。

（3）第3回

- ① 開催日 令和7年3月12日（水）
- ② 開催場所 自民党本部1階101号室
- ③ 概要

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針の見直しについて（農林水産省）説明があり、茶業各団体から、は本方針の見直し（案）について、スマート農業の推進、碾茶の増産、アジアへの輸出の拡大等、施策の推進を求めた。

7 自民党農産物輸出促進対策委員会

（1）第1回

- ① 開催日 令和6年4月11日（木）
- ② 開催場所 自民党本部901号室
- ③ 概要

輸出支援プラットフォーム関係者ヒアリング（米国（ロサンゼルス）輸出支援ブラッ

トフォーム水産コーディネーター、JETRO、JFOOD0)

④ 出席

(一社) 日本青果物輸出促進協議会、(一社) 全日コメ・コメ関連食品輸出促進協議会、
(一社) 日本畜産物輸出促進協会、(公社) 日本茶業中央会、(一社) 日本養殖魚類輸出促進協会

8 農水省フラグシップ輸出産地に関する有識者会議

(1) 第3回

① 開催日 令和6年4月19日(金)

② 開催場所 日比谷国際ビル8階8D

③ 概要

フラグシップ輸出産地選定の選定基準の検討及び今後の進め方について

フラグシップ輸出産地向け施策の検討

GFPを通じた熟度別支援の考え方

(2) 第4回

① 開催日 令和6年6月26日(水)

② 開催場所 TKP 新橋カンファレンス ホール 11F

③ 概要

フラグシップ輸出産地の選定について

フラグシップ輸出産地への支援に関する7つの提言について

今後の予定

(3) 第5回

① 開催日 令和6年10月2日(水)

② 開催場所 TKP 新橋カンファレンス ホール 14A

③ 概要

農畜産物のフラグシップ輸出産地のメリット措置について

フラグシップ輸出産地への林産物・水産物の追加について

農畜産物のフラグシップ輸出産地の第2回募集について

(4) 第7回

① 開催日 令和6年12月19日(木)

② 開催場所 TKP 新橋カンファレンス ホール 14G

③ 概要

第2回フラグシップ輸出産地の選定について

フラッグシップ輸出産地のメリット措置について

9 第 78 回全国お茶まつり静岡大会

(1) 概要

静岡県、浜松市、静岡県茶業団体並びに全国茶業関係団体が共催し、第 78 回全国お茶まつり静岡大会が浜松市において開催された。

行事内容	日 程	会 場
式典・褒賞授与式 展示会	令和 6 年 11 月 2 日(土)	浜松市福祉交流センター
茶消費拡大イベント	令和 6 年 11 月 2 日(土) ～ 3 日(日)	浜松城公園葵広場、浜松いわ た信用金庫（サテライト会 場）、茶業機械展示会（掛川 市、島田市、菊川市）
全国茶品評会		
出品茶審査会	令和 6 年 8 月 27 日(火) ～30 日（金）	(株)静岡茶市場
出品茶入札販売会	令和 6 年 9 月 12 日(木)	(株)静岡茶市場

(2) 令和 6 年度茶業功績者の表彰

次の方々、団体の表彰を行った。

令和 6 年度茶業功績者

氏 名	現住所	茶業団体等役職及 び職歴	業 績 概 要 等
まつなが だい 松永 大 ご 吾 (71 歳)	静岡県	元全国茶生産団体 連合会副会長 元(公社)日本茶業 中央会理事 元(公社)静岡県茶 業会議所副会頭 元静岡県経済農業	・農業協同組合役員を永きに亘り歴任され、地域農業の振興と発展に寄与。 ・農協代表理事組合長在職中、静岡県茶業会議所副会頭、全国茶生産団体連合会副会長、日本茶業中央会理事の要職を歴任されるなど、厳しい茶業情勢の中、茶業振興に率先してその手腕を発

		協同組合連合会 経営管理委員会会長 元掛川市農業協同組合代表理事組合長	揮。 ・静岡県及び日本茶業の振興と発展に尽くされた功績は極めて大きい。
なるおか ようぞう 成岡 揚蔵 (71 歳)	静岡県	元全国茶商工業協同組合連合会理事長 元（公社）日本茶業中央会副会長 元（公財）食品等流通合理化促進機構理事 元（公社）静岡県茶業会議所副会頭 元静岡県茶商工業協同組合理事長 元静岡市茶業振興協議会副会長 協和製茶株式会社代表取締役社長	・全国茶商工業協同組合連合会、日本茶業中央会の要職を歴任され、率先垂範して消費拡大を推進され、茶業の発展に多大な貢献をされた。 ・静岡県茶業会議所在任中、茶生産基盤の強化、総合的茶業振興策等を推進。 ・静岡県茶商工業協同組合在任中、組合組織の育成強化並びに組合員の経営の安定向上、関係団体との連携による静岡茶消費の拡大を推進。 ・静岡市茶業振興協議会の副会長として、県団体、全国団体とのパイプ役となり地域茶商組合員の経済的地位の向上に尽力。 ・流通問屋として、茶生産農家に対して、安全・安心な茶の生産を指導・啓発し、茶生産農家経営の安定に寄与。

ひらいでひろゆき 平出 裕之 (64 歳)	静岡県	元（公社）静岡県 農業振興基金協会 事務局長 元静岡県経済産業 部政策管理局技監 兼農林技術研究所 茶業研究センター 長 元静岡県農林技術 研究所企画調整部 長 元静岡県賀茂農林 事務所企画経営課 長 元静岡県産業部お 茶室・主幹 元静岡県 J A 中央 会調査役	・昭和 56 年静岡県に奉職以来、一貫して農業振興に係る職務に従事。 ・静岡県 J A 中央会出向時に発刊した「茶業・革新」は、普及指導員等の茶技術指導のバイブルとして広く普及。 ・県庁お茶室においては、茶流通改革会議の創設、静岡空港内の呈茶ブースの開設、静岡茶独自の「T-GAP」の創設などに取り組み、県茶業の振興に尽力。 ・県茶業研究センター長としては、「ドリンク茶」、「有機栽培茶」のプロジェクト研究を立ち上げ、茶業研究を先導し、様々な人が集い「世界市場を見据えた、茶の先端研究開発とオープンイノベーションの拠点」としての「ChaOI-PARK（チャオイパーク）」の整備を推進。
きたむらとしろう 北村 敏朗 (74 歳)	京都府	元全国茶商工業協 同組合連合会理事 元京都府茶協同組 合専務理事、副理 事長 元（一社）京都府茶 取引安定基金協会 理 事長 （公社）京都府茶業 会議所専務理事	・京都府茶協同組合の要職を歴任し、事業の計画・運営に指導力を発揮するとともに、宇治茶ブランドの保護と育成に寄与。 ・城陽市、京田辺市、井手町の地区代表として府南部地域と府茶協同組合との連携に適切な指導・助言を行うほか、現在も後継者の育成に尽力。 ・京都府茶取引安定基金協会の理事長としては、全農京都府本部茶業市場課との取引調整や保証強化に努め、安定した茶取引に貢献。 ・京都府茶業会議所専務理事としては、実務責任者として機関会議の執行等の組織運営と「プレミアム宇治茶認証制度」において認証委員会委員長を務めるなど、宇治茶振興への功績は大きい。

いわながみねいち 岩永 峯一 (83 歳)	滋賀県	元農林水産大臣 元農林水産副大臣 元（一社）滋賀県 茶業会議所会頭 元関西茶業協議会 理事	・滋賀県の茶業関係機関・茶生産農家・茶商が一丸となり、平成7年に社団法人滋賀県茶業会議所を立ち上げ、初代会頭に就任し、令和5年4月まで会頭を務め、日本全国に近江の茶ブランドを発信。 ・特に、近江の茶統一ブランドとして「琵琶湖かぶせ」、「極煎茶比叡」、「土山一晩ほうじ」を開発し、今日のブランド力を築き上げた功績は多大。 ・滋賀県荒茶品評会を28回、関西茶品評会を平成11年、平成17年、平成26年、令和4年の4回、平成19年の全国茶品評会を開催等にあたって、地域茶業並びに日本茶業の発展に寄与した功績は非常に大きい。
てらぞのまさあき 寺園 昌昭 (64 歳)	鹿児島県	元（公社）鹿児島 県茶業会議所専務 理事 元（公社）日本茶 業中央会理事 元 NPO 法人日本茶 インストラクター 協会監事 元鹿児島県大隅地 域振興局農林水産 部長 元鹿児島県農産園 芸課長 元鹿児島県農産課 技術主幹兼茶業係 長	・鹿児島県庁在職中は、茶業係長をはじめ農政・普及業務に従事し、県茶業振興に貢献。 ・鹿児島県茶業会議所在任中、「クリーンなかごしま茶づくり10期対策」を推進するとともに、荒茶取引のインボイス制度対応に伴い、県茶市場の「卸売市場特例の適応」に尽力。 ・また、Instagram 開設やアニメで展開する Web 広告を初めて導入・配信するなど、IT 利用世代への「かごしま茶」の魅力発信、知名度向上に尽力。 ・新型コロナウイルスの発生に伴う荒茶価格の低迷や感染拡大防止対策の中、県茶生産協会、県茶商協、県経済連と連携し、販路拡大と知名度向上に尽力し、県茶業発展に大きく貢献。

令和 6 年度 茶業功績者(Next Generation 大賞)

氏 名	住 所	業 績 概 要	受 賞 歴	推 薦 者
静岡県立静岡商業高等学校「ビジネス探究部」	静岡県	○同校ビジネス探究部は、令和 4 年度に創部し、ビジネスの学びを生かした研究活動を行っている。部活動では毎日急須で静岡茶を淹れており、創部当時から静岡茶の消費拡大を目指して、高校生ならではのアイデアで新しいお茶商品の開発を行っている。 ・グランシップで開催された「世界お茶まつり 2022」や、「逸品お茶会」、静岡市主催の「茶縁」等の多くのイベントにてオリジナルブレンド等の静岡茶を販売。 ・令和 5 年度は、「音」と静岡茶のコラボ商品として「サウンドリンク」を開発した。お茶を飲む時間を音で演出することをねらい、葉に付けた QR コードを読み取るとカエルの鳴き声等が聴くことができるもの。また、「しずおか茶を知っちゃお！すごろく」を開発し、静岡市内の小学校 88 校へ無償配布を行った。 ・茶成分をモチーフとしたオリジナルキャラクターの被り物(カテキン、カフェイン、テアニン+茶娘)は、令和 5 年度、令和 6 年度の(株)静岡茶市場での新茶初取引セレモニーに参列し、式典を盛り上げた。 ・令和 6 年度は、「ICTea 体験のできるお茶」として「サウンドリンク」を進化させている。情報通信技術 ICT を活用し、オリジナルコンテンツを見つつお茶を飲みながら「静岡茶の魅力を知り、少しずつ静岡茶を好きになってしまう」商品の開発を目指し、静岡茶を新たに飲み始める人を増やすことを目標に取り組んでいる。	・令和 5 年度静岡県地域学充実指定校(東アジア文化都市 2023 静岡県) ・令和 5 年度第 17 回静岡県高等学校生徒商業研究発表大会 優勝 ・令和 5 年度第 17 回東海地区高等学校生徒商業研究発表大会 優秀賞(2 位) ・令和 5 年度第 31 回全国高等学校生徒商業研究発表大会 優秀賞(4 位) ・令和 6 年度第 18 回静岡県高等学校生徒商業研究発表大会 優勝 ・令和 6 年度第 18 回東海地区高等学校生徒商業研究発表大会 優良賞(3 位)	静岡県

氏 名	住所	業 績 概 要	受 賞 歴	推 薦 者
埼玉県立狭山工業高等学校「狭紅茶イベント班」	埼玉県	同校電子機械科狭紅茶イベント班では、平成 29(2017)年から授業で習得した知識や技術を和紅茶づくりに生かそうと、「茶畑から茶の間まで」をコンセプトに、茶摘みから加工、パッケージまでを生徒の手で行う和紅茶の製造プロジェクトに取り組む。 ・茶の加工にあたっては、工業高校らしく生徒自作の萎凋機と発酵機を使用し、使用する茶葉の品種や収穫時期などを試行錯誤しながら和紅茶を製造してきた。 ・製造した和紅茶は、文化祭や市内のイベントで提供するほか、市内飲食店とのコラボなどで活用することで、「狭紅茶」の知名度を高めてきた。 ・さらなるブランド力向上を目指して、2020 年からフランス・パリで開催されている日本茶品評会「Japanese Tea Selection Paris」にも出品し、2022 年に「審査員奨励賞」を受賞した。2023 年は、イギリスの UK アカデミーが主催する世界のお茶の品評会「THE LEAFIES」に出品し、特別賞の「THE FUTURE OF TEA」を受賞した。 ・同校の活動がきっかけとなり、狭山茶の産地にある川越総合高校、所沢商業高校、入間わかくさ高等支援学校、狭山特別支援学校狭山清陵分校にも「狭紅茶」作りに連携協力する活動の輪が広がっている。	・ Japanese Tea Selection Paris 2022 審査員奨励賞 ・ THE LEAFIES 2023 Special Award THE FUTURE OF TEA ・ 埼玉県主催令和 5 年度埼玉グローバル賞（「世界への挑戦」分野）	埼玉県

（３）大会宣言の策定・発出

第 78 回全国お茶まつり静岡大会大会宣言

「第 78 回全国お茶まつり静岡大会」は、長い間丁寧に磨いてきた技術や地域毎の文化を活かし、茶に関係する人々が一つになって日本茶の効能や楽しみ方を国内外に発信するプログラムを展開します。

お茶は、人々の健康づくりや生活にゆとりと潤いをもたらすかけがえのない食品として、暮らしの中に深く溶け込むとともに、日本人の美意識や心の拠り所、コミュニケーション機会を提供するものとして、和文化の形成に大きな役割を果たしてきました。私たち茶関係者が一体となり、時代の変化を見据えて「日本茶の魅力」を広く国内外の消費者に発信し、茶業の振興、輸出の促進、日本茶文化の発展を図るため、次の宣言をします。

一 多くの産業、豊かな自然に加え、歴史や音楽などの文化をはじめとした多様性に富んだ“浜松市”と“お茶＋（おちゃぷらす）”を組み合わせ、お茶の新しい価値や楽しみ方、可能性を未来へ発信していきます。

一 国連が提唱する「2030 年の達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）」を実践するため、日本茶の健康機能や癒しの効能を PR し、生活の質の向上に貢献するとともに、環境保全や生産、加工・流通の高度化等の取組を推進します。

一 和食文化としての日本茶の需要拡大や輸出の更なる促進に努めるとともに、茶育や日本茶の認知を広め、あらゆる場所と機会を通じて日本茶ファンを増やしていきます。

一 おもてなしの心を育む日本茶とその伝統文化を大切に、未来の子供たちに継承していくため、茶業界はもとより他業界とも連携し、日本茶の魅力を活かした新しい日本茶文化を創造、推進します。

以上、ここに茶関係者が力を合わせて行動することを宣言します。

令和 6 年 11 月 2 日

〔４〕主催事業

１ 茶の審査技術の向上研修会

茶審査技術習得に係る技術講習会を令和７年２月５日(水)～６日(木)に静岡県(静岡県農業研修会館、JA 遠州夢咲茶業振興センター) おいて開催した。

(１) 参加者

生産関係者	６名	愛知１、奈良１、兵庫１、長崎２、鹿児島１
商工関係者	１１名	東京１、京都７、奈良１、鹿児島２
インストラクター	６名	北海道２、東京１、三重１、大阪１、鹿児島１
計	２３名	

(２) 研修内容

第１日目	
講義「茶の審査法のあれこれ」	茶の審査法の変遷と新たな評価法について
講義「茶業の現状と課題」	茶業の現状と今後の課題等について
講義「茶業研究の現状」	茶の試験研究の現状について
講義「茶の香りの科学」	茶の香りについて
講義「茶の栄養の科学」	茶の成分とその効能の基礎と応用について
第２日目	
講義「茶の審査法」	化学的品質評価法・官能評価法の基礎的な知識について
実習「外観審査法」(荒茶)	実習を通じた外観審査技術の修得
実習「内質評価審査法」	実習を通じた内質(香気、滋味、水色)審査技術の習得、欠点茶の特徴、鑑定法の習得

２ 全国・県茶品評会、共進会等に対する表彰、後援

全国手もみ茶品評会、ブロック、都府県主催の茶品評会、共進会等にそれぞれ会長賞を授与し表彰、後援等を行った。

３ 茶業情報・資料の作成配布

茶に関する最新の各種統計データ等を収集、取りまとめ、令和６年版「茶関係資料」(Ａ４版 １７４頁、１,０００冊)を作成・配布した。

４ 茶業文庫の活用

(１) 所有する蘭字データの活用

- ① 「蘭字カレンダー」(令和7年用、700冊)の作成
 - ② 蘭字に係る学術的記事掲載者(世界緑茶協会機関紙など)へのデータ提供。
- (2) 茶業文庫及び各種図書資料の利用許諾

5 その他本会の目的達成に必要な事業

公益財団法人日本農林漁業振興会主催の農林水産祭に協賛した。

公益社団法人 日本茶業中央会 貸借対照表

令和07年3月末日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	40,070,202	33,008,722	7,061,480
貯蔵品	1,027,779	857,044	170,735
立替金	45,320	45,320	0
未収入金		1,200,000	△ 1,200,000
仮払金	4,000	0	4,000
流動資産合計	41,147,301	35,111,086	6,036,215
2 固定資産			
工具器具備品	221,328	419,548	△ 198,220
事務所保証金	7,938,000	7,938,000	0
固定資産合計	8,159,328	8,357,548	△ 198,220
資産合計	49,306,629	43,468,634	5,837,995
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	7,874,605	7,718,840	155,765
預り金	290,746	320,869	△ 30,123
流動負債合計	8,165,351	8,039,709	125,642
2 固定負債			
預り保証金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負債合計	12,586,061	12,460,419	125,642
III 正味財産の部			0
1 一般正味財産	36,720,568	31,008,215	5,712,353
2 指定正味財産	0	0	0
正味財産合計	36,720,568	31,008,215	5,712,353
負債及び正味財産合計	49,306,629	43,468,634	5,837,995

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用しています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定率法
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	内容	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	書籍	5,000,000	4,999,999	1
工具器具備品	パソコン	225,720	225,719	1
工具器具備品	電話装置	159,916	113,778	46,138
工具器具備品	パソコン	204,996	123,851	81,145
工具器具備品	パソコン	196,262	102,219	94,043
合計		5,786,894	5,565,566	221,328

(注) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書

令和06年4月1日～令和07年3月末日

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[25, 357, 466]	[25, 353, 060]	[4, 406]
正 会 員 受 取 会 費	25, 234, 000	25, 234, 000	0
特 別 会 費	123, 466	119, 060	4, 406
② 事業収益	[1, 094, 724]	[2, 990, 915]	[△ 1, 896, 191]
事 業 収 益	1, 094, 724	2, 990, 915	△ 1, 896, 191
③ 補助金収入	[146, 624, 042]	[150, 417, 376]	[△ 3, 793, 334]
補 助 金 収 入	146, 624, 042	150, 417, 376	△ 3, 793, 334
④ 受取寄附金	[30, 000]	[30, 000]	[0]
受 取 寄 附 金	30, 000	30, 000	0
⑤ 雑収益	[16, 282]	[196]	[16, 086]
受 取 利 息	16, 282	196	16, 086
経 常 収 益 計	173, 122, 514	178, 791, 547	△ 5, 669, 033
(2) 経常費用			
事業費			
役 員 報 酬	4, 500, 000	4, 500, 000	0
給 料 手 当	2, 106, 000	2, 106, 000	0
退 職 金	0	75, 000	△ 75, 000
賃 金	16, 351, 200	18, 046, 000	△ 1, 694, 800
法 定 福 利 費	1, 157, 498	1, 119, 617	37, 881
旅 費 交 通 費	24, 230, 343	14, 919, 795	9, 310, 548
外 注 費	74, 624, 037	57, 221, 780	17, 402, 257
諸 謝 金	16, 919, 449	37, 684, 392	△ 20, 764, 943
荷 造 運 搬 費	1, 024, 812	1, 016, 575	8, 237
通 信 費	379, 176	199, 120	180, 056
減 価 償 却 費	99, 110	42, 709	56, 401
消 耗 品 費	4, 254, 048	7, 276, 576	△ 3, 022, 528
会 議 費	4, 342, 009	8, 675, 851	△ 4, 333, 842
印 刷 製 本 費	1, 503, 793	3, 912, 561	△ 2, 408, 768
広 告 宣 伝 費	26, 400	26, 400	0
賃 借 料	6, 131, 862	6, 648, 675	△ 516, 813
保 険 料	18, 670	18, 670	0
共 催 負 担 金	2, 191, 466	1, 962, 060	229, 406
新 聞 図 書 費	35, 292	31, 476	3, 816
HP 管 理 費	215, 446	299, 244	△ 83, 798
事 務 所 費	2, 380, 520	2, 380, 520	0
支 払 手 数 料	206, 091	147, 750	58, 341
雑 費	21, 400	44, 200	△ 22, 800
事業費計	162, 718, 622	168, 354, 971	△ 5, 636, 349
管理費			
役 員 報 酬	1, 500, 000	1, 500, 000	0
給 料 手 当	702, 000	702, 000	0
退 職 給 与	0	25, 000	△ 25, 000
法 定 福 利 費	386, 145	373, 205	12, 940
交 通 費	385, 160	373, 830	11, 330
福 利 厚 生 費	0	2, 319	△ 2, 319
荷 造 運 搬 費	3, 281	22, 172	△ 18, 891
通 信 費	78, 048	66, 373	11, 675
消 耗 品 費	63, 828	56, 609	7, 219
会 議 費	5, 328	8, 000	△ 2, 672
賃 借 料	67, 568	71, 885	△ 4, 317
事 務 所 費	499, 288	499, 288	0
支 払 手 数 料	599, 270	676, 790	△ 77, 520
交 際 費	15, 000	34, 400	△ 19, 400
光 熱 水 費	214, 883	263, 336	△ 48, 453
租 税 公 課	4, 960	2, 120	2, 840
旅 費 交 通 費	67, 670	97, 010	△ 29, 340
減 価 償 却 費	99, 110	42, 708	56, 402
雑 費	0	14, 107	△ 14, 107
管理費計	4, 691, 539	4, 831, 152	△ 139, 613
経 常 費 用 計	167, 410, 161	173, 186, 123	△ 5, 775, 962
当期経常増減額	5, 712, 353	5, 605, 424	106, 929
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	[0]	[0]	[0]
(2) 経常外費用	[0]	[0]	[0]
当期経常外増減額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	5, 712, 353	5, 605, 424	106, 929
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	31, 008, 215	25, 402, 791	5, 605, 424
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	36, 720, 568	31, 008, 215	5, 712, 353

財産目録
令和07年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金			40,070,202	
	現金	手許保管	運転資金として	195,315	
	預金	普通預金		39,874,887	
		郵便貯金	運転資金として	3,298,889	
		三井住友銀行	運転資金として	23,968,431	
		三井住友銀行	運転資金として	7,864,858	
		大東京信組	運転資金として	0	
		農林中金	運転資金として	29,992	
		農林中金	運転資金として	467,246	
		農林中金	運転資金として	4,245,471	
	貯蔵品	手元パンフレット等	在庫	1,027,779	
	立替金	同居法人	同居法人分精算予定分	45,320	
	仮払金	翌期万博分	万博分印紙仮払	4,000	
流動資産合計				41,147,301	
(固定資産)	その他固定資産	図書文献	公益目的保有財産	1	
			(共有財産)		
			うち公益目的保有財産50%	87,595	
		パソコン	うち管理目的使用財産50%	87,594	
			電話装置	(共有財産)	
				うち公益目的保有財産50%	23,069
	うち管理目的使用財産50%	23,069			
	事務所保証金	事務所保証金	(共有財産)		
			うち公益目的保有財産82.35%	6,537,141	
	うち管理目的使用財産17.65%	1,400,859			
固定資産合計				8,159,328	
資産合計				49,306,629	
(流動負債)	未払金	印刷会社等	事業未払金等	7,874,605	
	預り金	源泉所得税等	給与分納期特例分等	290,746	
流動負債合計				8,165,351	
(固定負債)	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710	
	固定負債合計			4,420,710	
負債合計				12,586,061	
正味財産				36,720,568	

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書内訳表			
令和06年4月1日～令和07年3月末日			
一般会計		(単位：円)	
科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公 1		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	14,953,574	10,403,892	25,357,466
正会員受取会費	14,830,108	10,403,892	25,234,000
特別会費	123,466	0	123,466
事業収益	1,094,724	0	1,094,724
事業収益	1,094,724		1,094,724
補助金収入	146,624,042	0	146,624,042
補助金収入	146,624,042		146,624,042
受取寄附金	30,000	0	30,000
受取寄附金	30,000		30,000
雑収益	16,282	0	16,282
雑収益	16,282		16,282
経常収益計	162,718,622	10,403,892	173,122,514
(2) 経常費用			
事業費	162,718,622		162,718,622
役員報酬	4,500,000		4,500,000
給料手当	2,106,000		2,106,000
退職金	0		0
賃金	16,351,200		16,351,200
法定福利費	1,157,498		1,157,498
旅費交通費	24,230,343		24,230,343
外注費	74,624,037		74,624,037
諸謝金	16,919,449		16,919,449
荷造運搬費	1,024,812		1,024,812
通信費	379,176		379,176
減価償却費	99,110		99,110
消耗品費	4,254,048		4,254,048
会議費	4,342,009		4,342,009
印刷製本費	1,503,793		1,503,793
広告宣伝費	26,400		26,400
賃借料	6,131,862		6,131,862
保険料	18,670		18,670
共催負担金	2,191,466		2,191,466
新聞図書費	35,292		35,292
HP管理費	215,446		215,446
事務所費	2,380,520		2,380,520
支払手数料	206,091		206,091
雑費	21,400		21,400
管理費		4,691,539	4,691,539
役員報酬		1,500,000	1,500,000
給料手当		702,000	702,000
退職給与		0	0
法定福利費		386,145	386,145
交通費		385,160	385,160
福利厚生費		0	0
荷造運搬費		3,281	3,281
通信費		78,048	78,048
消耗品費		63,828	63,828
会議費		5,328	5,328
賃借料		67,568	67,568
事務所費		499,288	499,288
支払手数料		599,270	599,270
交際費		15,000	15,000
光熱水費		214,883	214,883
租税公課		4,960	4,960
旅費交通費		67,670	67,670
減価償却費		99,110	99,110
雑費		0	0
経常費用計	162,718,622	4,691,539	167,410,161
当期経常増減額	0	5,712,353	5,712,353
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	5,712,353	5,712,353
一般正味財産期首残高			31,008,215
一般正味財産期末残高			36,720,568
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			36,720,568

令和 7 年度事業計画

茶業の振興、日本茶文化の普及のための基本的な方針

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針(令和 7 年 4 月改定見込み)」及び輸出促進法に基づく品目団体としての輸出促進、コロナ禍後の新たな経済社会環境等を踏まえ、

- (1) 輸出を促進する環境の整備・強化
- (2) 茶業における需要促進と SDGs の取組の推進
- (3) 安全・安心な茶の生産・流通の推進
- (4) 茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及
- (5) 大阪・関西万博の日本茶関係の展示

を柱として、令和 7 年度事業計画及び収支予算を以下のとおりとする。

1 令和 7 年度事業計画 (案)

(1) 輸出を促進する環境の整備・強化

① 品目団体としての輸出促進事業の実施

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)に基づく農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)として、補助事業等の支援を活用しつつ、輸出促進事業を展開する。

② 輸出拡大に向けた具体的な対応

国の輸出戦略を踏まえて設置した日本茶輸出委員会で取りまとめた「茶の輸出拡大に向けた活動方針」に沿って、全国茶生産団体連合会、輸出組合等と連携し、輸出拡大に向けた課題解決のために具体的な取組を検討、推進する。

③ 国際機関の動きに対応した活動の推進

茶類は国際貿易品目であり、ISO、FAO、ITC などの国際機関が存在している。国際的規制の情報交換や規制に対する影響力強化のため、これらの会議に積極的な参加(専門家等の派遣)を行う。

ア ISO(国際標準化機構)の「食品専門部会・茶分科会(TC34/SC8)」の対応

日本は投票権を有する TC34/SC8 の正式メンバーであり、その国内審議委員会は農林水産省農産局が対応している。我が国の抹茶の基準が国際的に位置付けられるように、専門委員会(TC34/SC8/WG13)に抹茶の技術レポートを提出するなど、国際的な抹茶の規格

化の動きに対応している。他の輸出国の動きを注視しつつ国内審議委員会メンバーとし積極的に対応する。

イ FAO-IGG on TEA（茶の政府間グループ）への対応

FAO-IGG on TEA は、国際貿易における茶の需要拡大、価格の安定、残留農薬基準問題等を審議している。日本代表の一員として農薬の残留基準等について情報提供する。

（２）茶業における需要促進と SDGs の取組の推進

① お茶イベントの連携や若者層へのアプローチの強化

緑茶の日（５月１日）、国際お茶の日（５月２１日；International Tea Day）、インバウンド観光などを捉え、全国各地のお茶イベントと連携して需要促進を図る。特に、若者層を重点対象とし、ライフスタイルの変化や多様化に即したアプローチにより、日本茶の普及、日本茶文化の情報発信を支援する。

② 茶育・体験学習の推進

小学校等への茶育・体験学習を推進するため、茶関係団体、自治体・学校関係者等と連携して取組状況を把握し、茶育等を推進する。

③ 茶業における SDGs の取組推進

国連が定めた 2030 年を目標年とする持続可能な開発目標 SDGs の取組を推進するため、行政と連携し、茶業にかかる生産・流通資材節減・リサイクルなど SDGs の取り組みの情報を収集・整理し、今後の実践に繋げる。

（３）安全・安心な茶の生産・流通の推進

① 緑茶の表示基準の周知

消費者の安全・安心な茶の選択・購入に資するため、2019 年 3 月に一部改正した「緑茶の表示基準」の周知に引き続き努める。

② 審査技術の底上げ及び関係機関等と協力した各種技術の開発

茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者の研修会（茶審査技術研修等）を主催する。また、輸出用茶の有機栽培、防除体系の確立のため、補助事業を活用して研究機関、自治体等とも協力して栽培実証等の取組を進める。

(4) 茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及

① 「全国お茶まつり」の開催並びに各種表彰行事への後援と協力

令和7年度第79回全国お茶まつり奈良大会において、大会宣言を発出し、今後の茶業振興と茶文化の普及の方向性等について提言する。また、和文化・産業連携協議会等文化関係団体と連携した茶のイベント開催、情報発信等の取組を推進する。

② 各種調査・情報収集等

消費者への情報の提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」(令和7年度版)の作成・配布を行う。

茶業の振興に資するため、関係機関、茶業学会等の研究会、関連行事等に積極的に参画、協力する。

③ 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍の電子化、合理的な管理方法を調査、整備する。

(5) 大阪・関西万博の日本茶関係の展示(別紙1)

「命輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる2025年国際博覧会(大阪・関西万博)は、令和7年4月13日(日)～10月13日(月)、大阪夢洲で開催される。茶については、EXPOメッセ(展示会場)において、テーマウィーク「食と暮らしの未来」期間中、多様な地域の食、わが国の豊かな伝統文化等を発信するため、6月6日(金)～6月16日(月)、ブースやステージを活用して日本茶のPR、呈茶、展示を行う。

(6) その他

① 令和7年度関連補助事業の実施について(別紙2)

ア 令和6年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(補正予算)

【事業主体】日本茶業中央会

【事業内容】海外でのプロモーション事業、輸出拡大上の課題解決に向けた調査など

イ 令和7年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち全国推進事業(継続事業。応募中)

【事業主体】日本茶業体制強化推進協議会(会長:大森正司)

【事業内容】若者層を中心とした需要拡大

ウ 令和7年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち全国推進事業（継続事業。応募中）

【事業主体】日本茶輸出促進協議会（会長：上川陽子）

【事業内容】実証ほ設置、作物残留農薬検査、インポートトレランス申請のための作物残留農薬試験

② 資金調達及び設備投資の見込み

令和7年度において資金調達及び設備投資の見込はない。

令和7年度予算書

令和7年度収支予算総括表(案)
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

単位；千円

科 目	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去	合計
		退職給与	茶業振興基金	補助金		
I 事業活動収支の部						
(1) 事業活動収入						
1 会費収入	25,234					25,234
2 寄付金収入	100					100
3 補助金収入	110,000			0		110,000
4 他会計繰入金収入	0	60			△ 60	0
5 事業収入	2,000					2,000
6 雑収入	21	1	1			23
事業活動収入計	137,355	61	1	0	△ 60	137,357
(2) 事業活動支出						0
1 一般事業費	123,202	122	4,244	0		127,568
2 管理費	14,815					14,815
3 他会計繰入支出	60		0	0	△ 60	0
事業活動支出計	138,077	122	4,244	0	△ 60	142,383
事業活動収支差額	△ 722	△ 61	△ 4,243	0	0	△ 5,026
II 予備費支出	0					0
当期収支差額	△ 722	△ 61	△ 4,243	0	0	△ 5,026
前期繰越収支差額	0	61	4,243	0	0	4,304
次期繰越収支差額	△ 722	0	0	0	0	△ 722

令和7年度収支予算書（案）
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

一般会計

単位；円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1 会費収入	25,234,000	25,234,000	0	
2 寄付金収入	100,000	100,000	0	
3 他会計繰入金収入	0	0	0	
4 事業収入	2,000,000	2,000,000	0	
5 受取補助金等	110,000,000	100,000,000	10,000,000	R7年度万博展示事業（新規・単年度）
5 雑収入	21,000	21,000	0	
事業活動収入計	137,355,000	127,355,000	10,000,000	
(2) 事業活動支出				
1 一般事業費	123,202,000	113,202,000	10,000,000	
茶業振興費	123,202,000	113,202,000	10,000,000	
①お茶まつり事業費	1,336,000	1,336,000	0	
②功績者表彰事業費	615,000	615,000	0	
③褒章関係費	400,000	400,000	0	
④茶業情報費	4,051,000	4,051,000	0	
⑤茶業文庫費	1,200,000	1,200,000	0	
⑥専門委員会費	2,000,000	2,000,000	0	
⑦振興活動費	3,600,000	3,600,000	0	
⑧補助事業費	110,000,000	100,000,000	10,000,000	
2 管理費	14,815,000	14,815,000	0	
役員報酬	6,000,000	6,000,000	0	
給料手当	2,900,000	2,900,000	0	
交通費	500,000	500,000	0	
法定福利費	1,200,000	1,200,000	0	
会議費	100,000	100,000	0	
旅費交通費	510,000	510,000	0	
通信費	60,000	60,000	0	
減価償却費	25,000	25,000	0	
荷造運搬費	100,000	100,000	0	
消耗品什器備品費	300,000	300,000	0	
消耗品費	100,000	100,000	0	
賃借料	100,000	100,000	0	
光熱水料	140,000	140,000	0	
事務所費	2,000,000	2,000,000	0	
租税公課	10,000	10,000	0	
交際費	50,000	50,000	0	
支払手数料	700,000	700,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
3 他会計繰入支出	60,000	60,000	0	
事業活動支出計	138,077,000	128,077,000	10,000,000	
事業活動収支差額	△ 722,000	△ 722,000	0	
II 予備費支出			0	
当期収支差額	△ 722,000	△ 722,000	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	△ 722,000	△ 722,000	0	

令和 7 年度収支予算書 (案)
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

退職給与特別会計

単位 ; 円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1 他会計繰入金収入	60,000	60,000	0	
2 雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	61,000	61,000	0	
(2) 事業活動支出				
1 一般事業費	61,000	122,000	△ 61,000	
退職金	61,000	122,000	△ 61,000	
事業活動支出計	61,000	122,000	△ 61,000	
事業活動収支差額	0	△ 61,000	61,000	
当期収支差額	0	△ 61,000	61,000	
前期繰越収支差額	61,000	0	61,000	
次期繰越収支差額	61,000	△ 61,000	122,000	

令和 7 年度収支予算書（案）
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

茶業振興基金特別会計

単位；円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1 雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	1,000	1,000	0	
(2) 事業活動支出				
1 一般事業費	4,244,000	4,244,000	0	
茶業振興事業費	4,244,000	4,244,000	0	
2 他会計繰入支出	0	0	0	
事業活動支出計	4,244,000	4,244,000	0	
事業活動収支差額	△ 4,243,000	△ 4,243,000	0	
当期収支差額	△ 4,243,000	△ 4,243,000	0	
前期繰越収支差額	4,243,000	4,243,000	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

公益社団法人日本茶業中央会 役員給与規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員の給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(常勤役員の給与の種類)

第 2 条 中央会の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、俸給、通勤手当とする。
(俸 給 月 額)

第 3 条 常勤理事の俸給月額、総会の決議を経て年度予算の範囲内で理事会が定めるものとする。

(俸給の支給)

第 4 条 常勤理事の俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額的全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第 5 条 月の途中で移動を生じた常勤理事のその月に係る俸給の額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

(通 勤 手 当)

第 6 条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤理事に対し、毎月、その者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。

公益社団法人 日本茶業中央会

役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
令和 2 年 3 月 31 日一部改正

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2）役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時点における俸給月額の 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。

第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ
在職期間による。

2）前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算する
ものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。

3）役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手
当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。

4）役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退
職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位につい
ては、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。

第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする
退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立てておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

付 則

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から実施する。